

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 29 日

今治市監査委員 木 原 盛 展

同 永 井 隆 文

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
公益社団法人 今治地方観光協会	総合政策部 交流振興局 観光課	令和 7 年 4 月 7 日
(監査の結果) (指摘) 1 今治市観光振興事業費補助金について、実績報告書の受理後に事業者への補助金交付額確定通知がなされていないので、今治市補助金交付規則に従って適正に事務処理されたい。(主管部局課)		
(措置の内容) (指摘) 1 今治市補助金交付規則の理解不足が発生原因のため、補助金事務の流れを見える化したフローチャートで処理状況を段階的に把握することで、事務手続きの漏れを防止します。		

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	総合政策部 交流振興局 スポーツ振興課	令和7年4月7日
(監査の結果) (指摘) 1 指定管理者が管理する公の施設を、指定管理者が自主事業で使用する場合に、必要な許可（物品販売許可）を得ていない事例が見受けられた。今後は必要な許可を取得されたい。(団体) 2 指定管理業務で取得した備品（長期の管理に適する取得金額1万円以上の物品）について、備品台帳に記載がない（取得日等が更新されていない）ものが見受けられたので、適正に整備されたい。(団体) 3 指定管理業務に係る支出であるにも関わらず、事業収支一覧に記載されていないものが見受けられたので、今後は、適正に記載されたい。(団体) 4 指定管理業務に係る支出であるにも関わらず、事業収支一覧に記載されていないものが見受けられたので、指定管理者に対し、業務の改善を指示されたい。(主管部局課) (意見) 1 指定管理者の業務に係る会計については、仕様書において、他の会計と区分して経理することが定められているものの、会計が区分されていなかったもので、適正に事務処理されたい。 なお、仕様書と異なる取扱いをする場合は、指定管理者の選定替えの都度、両者で合意の上、書面にて記録を残されたい。(団体) 2 指定管理者の業務に係る会計については、仕様書において、他の会計と区分して経理することが定められているものの、会計が区分されていなかったもので、適正に事務処理されたい。 なお、仕様書と異なる取扱いをする場合は、指定管理者の選定替えの都度、両者で合		

意の上、書面にて記録を残されたい。(主管部局課)

(措置の内容)

(指摘)

- 1 公の施設の管理者である立場を再認識し、仕様書等を再確認し、手続き上ほかに問題がないかを確認し、今後は必要な手続きを行うようにいたします。
- 2 長期の管理に適する取得価格 1 万円以上の物品について、物品の納品時に記載するようにいたしました。
- 3 事業収支一覧を作成する際に、総勘定元帳から漏れなく記載するように、税理士を含めた複数人でチェックするようにいたしました。
- 4 過年度分については指摘事項を書面に残したうえで修正、今後はすべてを計上するよう指示しました。毎年のモニタリングの際にも計上漏れがないよう注視し、確認します。

(意見)

- 1 指定管理者のみの会計とするよう、通帳を分けるなどして対応をいたします。
また、仕様書と異なる手続きをする際には、市と協議し、双方書面にて残します。
これまでの協議書や議事録、打合簿についても順次デジタル化を進めていきます。
- 2 仕様書と異なる取り扱いをする場合には、双方書面にて残します。過去の打合簿などのデジタル化を進め、担当者変更の場合には協議内容の引継ぎを行います。

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
今治市民のまつり振興会	産業部 産業政策局 産業振興課	令和7年4月7日
(監査の結果) (指摘) 1 立て替え払いで購入した備品、飲物代の内訳がわかる書類がなかった。領収書と共に明細書等を保管されたい。(団体) (意見) 1 関係者へ提供した缶ビールとお酒の購入費や食事会の費用について、補助金対象経費にしていないことが書類上確認できなかったので、補助対象となる経費及び補助対象外となる経費を定め、補助金交付団体へその旨指導されたい。(主管部局課)		
(措置の内容) (指摘) 1 小売店によっては、こちらが要求しなければ領収書かレシートのどちらかしか交付されない場合が多いため、今後は領収書とレシートの両方の交付をお願いし、どちらか一方の場合は明細が確認できるレシートの交付を受け保管するようにいたします。 (意見) 1 今治市民のまつり振興会に対し、補助金申請の書類に補助金対象経費の明示をするよう指導しました。		

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
T R C 今 治 図 書 館 サ ポ ー ト	教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課	令和 7 年 4 月 7 日
(監査の結果) (指摘) 1 包括協定書において、1 件 50 万円未満の修繕については指定管理者の責任及び費用において実施することとなっており、市が修繕を実施する場合は書面での協議が必要となっているが、書面での協議がされていなかったため、今後は適正に事務処理されたい。 (主管部局課) (意見) 1 各設備の点検結果報告書に記載された不良箇所や交換の必要性があるものについて、設備の状況を確認し、所管課とも情報共有をしているが、口頭での対応のみであったため、今後の対応については記録を残すようにされたい。(団体)		
(措置の内容) (指摘) 1 今後は、今治市立図書館の管理運営に関する包括協定書第 17 条ただし書きに基づき、市が 1 件 50 万円未満の修繕を行う場合には、事前に指定管理者と書面協議を行うことで、適正な事務処理に努めます。 (意見) 1 今後は、設備点検結果など、施設維持に関わる情報につきましては、書面にて担当課と情報共有を図るとともに、記録保管を行うことで、適正な事務処理に努めます。		